

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	佐賀県農業大学校
設置者名	佐賀県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
園芸農産課程	施設野菜コース	無	20単位	6単位	
	露地野菜・農産コース	無	20単位	6単位	
	果樹コース	無	20単位	6単位	
	花きコース	無	20単位	6単位	
畜産課程		無	25単位	6単位	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

刊行物名：令和7年度学生便覧 入手方法：農業大学校養成部において配布

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	佐賀県農業大学校
設置者名	佐賀県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校評価推進会議
役割	佐賀県農業大学校が意欲的な農業者等を育成するため、本校の自己評価及び自己評価に関して外部者が行う評価をもとに、次年度以降の研修教育内容及び学校運営等の改善を図る。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
農業士	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	
青年農業士	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	
佐賀大学農学部長	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	
佐賀県高等学校農業部長会長	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	
佐賀市農林水産部副部長	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	
佐賀県農協中央会農政広報部長	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	
佐賀県農業大学校同窓会員	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	農大卒
佐賀県農業大学校後援会会長	2025. 4. 1 ～ 2026. 3. 31	
（備考）		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	佐賀県農業大学校
設置者名	佐賀県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。									
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 例年、次年度の授業科目の担当講師を12月までに決定し、1月に担当講師へ授業計画(シラバス)の作成を依頼、2月までに全科目分を集約し、作成する。新年度4月に学生、講師及び関係機関、全職員へ配布し、公表している。									
授業計画書の公表方法	刊行物名：令和7年度学生便覧 入手方法：農業大学校養成部において配布								
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。									
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 授業科目ごとに試験、研修完了報告書等を用いて評価し、単位を与えている。									
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。									
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 試験の評点は100点法とし、学業成績の評価は試験80%、出席学習態度20%の割合で行い、評点は以下のとおりとしている。 【評点基準】 <table> <tr> <td>85点以上～100点</td><td>優</td></tr> <tr> <td>60点以上～85点未満</td><td>良</td></tr> <tr> <td>50点以上～60点未満</td><td>可</td></tr> <tr> <td>50点未満</td><td>不合格</td></tr> </table>		85点以上～100点	優	60点以上～85点未満	良	50点以上～60点未満	可	50点未満	不合格
85点以上～100点	優								
60点以上～85点未満	良								
50点以上～60点未満	可								
50点未満	不合格								

客観的な指標の 算出方法の公表方法	刊行物名：令和7年度学生便覧 入手方法：農業大学校養成部において配布
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) I 基本方針 本校では、将来にわたって農業・農村の発展を担う高い技術力や経営力を備えた意欲的な農業者及び地域の農業・農村の振興に貢献できる実践的リーダーを育成する。 II 教育目標 校訓の「自立」「協調」「実践」のもと、社会や農業情勢の変化に対応できる創造力、経営力、技術力、人間力を備えた人材を育成する。 III 教育方針 教育目標達成のため、次の方針に基づいて教育を行う。 ① 理論と実践の教育を通して、農業者、あるいは農業指導者としての自覚と農業に取り組む自信と誇りを養う。 ② 経営計画、生産、加工、流通、販売等農業のバリューチェーンを学び、農業経営の実践力を養う。 ③ 自ら目標を定めたプロジェクト学習を通して、学ぶ意欲、高度な技術、科学的分析力、判断力、応用力を養う。 ④ 先進農家や流通現場等への派遣研修を通し、学校では学べない実践的知識や技能を習得するとともに、幅広い視野と農村地域における社会性を養う。 ⑤ 国や県庁農林水産部各課、各農業試験研究機関や農業技術防除センター等関係機関やJAや農業会議、農業公社等の団体と連携を図り、最新の農政の動きや最先端の高度な技術、知識を習得する。 ⑥ 就農や就職など適切な進路選択のため、インターンシップや求人先等との連携を積極的に行う。 ⑦ 講義や実習、自治会活動、寮生活等を通して、自ら考え行動し協調する能力を養う。 以上を基に専門的なカリキュラムを編成し、学生に対し、履修に関する教育内容、評価方法を明らかにした上で客観的な成績評価を行っている。卒業要件を満たす所定の単位を取得した者に対して卒業認定し、専門士の称号を授与する。 IV 卒業認定の方法 本学に2年以上在学し、教育課程の全授業科目の単位習得を認定された者に対し、「学業成績の評価に関する規定」に基づき、指導職員会議において学校長が卒業認定を行う。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	刊行物名：令和7年度学生便覧 入手方法：農業大学校養成部において配布

様式第 2 号の 4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 4－①を用いること。

学校名	佐賀県農業大学校
設置者名	佐賀県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名		学科名		専門士		高度専門士	
農業関係		園芸農産課程				○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数		開設している授業の種類					
				講義	演習	実習	実験	実技	
2 年	昼	2,403／91		527/34	245/13	1,511/39	30/1	90/4	
				2,403/91					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数		専任教員数		兼任教員数		総教員数
80 人		42 人	0 人		11 人		0 人		11 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 講義及び実習、研修等を通して農業に関する知識と生産技術、販売及び経営について学ぶ。
成績評価の基準・方法
（概要） 学業成績は、各科目の期末試験結果が 80%、出席学習態度が 20%の割合で 100 点法を用いて評価している。
卒業・進級の認定基準
（概要） 「学業成績の評価に関する規程」を定め、その中で卒業、進級の認定は、指導職員会議に諮り、その結果所定の単位が取得されたと認められた場合、認定となる。
学修支援等
（概要） 学生がより高い専門知識や実践的な技術を習得できるよう、資格取得の推進を図っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
23 人 (100%)	0 人 (0%)	23 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 就農、農業団体、農業関連企業、公務員			
(就職指導内容) 本校入学時からキャリアプランニングの実施及び求人情報提供			
(主な学修成果（資格・検定等）) 危険物取扱者乙種 4 類、毒物劇物取扱責任者			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
46 人	2 人	4%
(中途退学の主な理由) 就農		
(中退防止・中退者支援のための取組) 中退防止のため、定期的なスクールカウンセリングによる不安の解消を行っている。		

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
農業関係		畜産			○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	2, 417／99	541/36	251/13	1, 505/45	30/1	90/4
			2, 417／99				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
20 人		8 人	0 人	2 人	0 人	2 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
(概要) 講義及び実習、研修等を通して農業に関する知識と生産技術、販売及び経営について学ぶ。	
成績評価の基準・方法	
(概要) 学業成績は、各科目の期末試験結果が 80%、出席学習態度が 20%の割合で 100 点法を用いて評価している。	

卒業・進級の認定基準
(概要) 「学業成績の評価に関する規程」を定め、その中で卒業、進級の認定は、指導職員会議に諮り、その結果所定の単位が取得されたと認められた場合、認定となる。
学修支援等
(概要) 学生がより高い専門知識や実践的な技術を習得できるよう、資格取得の推進を図っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
4 人 (100%)	0 人 (0%)	4 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 就農、農業団体、公務員			
(就職指導内容) 本校入学時からキャリアプランニングの実施及び求人情報提供			
(主な学修成果（資格・検定等）) 危険物取扱者乙種 4 類、毒物劇物取扱責任者、家畜人工受精師			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
8 人	0 人	0%
(中途退学の主な理由) —		
(中退防止・中退者支援のための取組) 中退防止のため、定期的なスクールカウンセリングによる不安の解消を行っている。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
施設野菜	0 円	118,800 円	740,000 円	
露地野菜・ 農産				
花き				
果樹				
畜産				
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.saga.lg.jp/list02454.html		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 本校後援会、同窓会の代表者が評価委員に就任し、教育、研修内容及び学生の進路指導等について評価していただく。評価結果に基づき、農大校長は自己評価及び外部評価をもとに、次年度以降の研修教育内容及び学校運営等の改善を図る。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
外部評価委員	1 年	佐賀県農業大学校 後援会会長
外部評価委員	1 年	佐賀県農業大学校 同窓会会員
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.saga.lg.jp/list02454.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.saga.lg.jp/list02454.html
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H141290000019
学校名（〇〇大学 等）	佐賀県農業大学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	佐賀県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		5人（0）人	4人（0）人	5人（0）人
内 訳	第Ⅰ区分	3人	4人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅱ区分	2人	0人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				5人（0）人
（備考） 第Ⅱ区分に採用された者のうち1人が後半期対象外となった。				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。